

2021年9月30日

## NHK インターネット活用業務実施基準（素案）に対する意見

一般社団法人日本新聞協会  
メディア開発委員会

日本新聞協会メディア開発委員会は、今般示された「NHK インターネット活用業務実施基準（素案）」（以下、素案）に対して下記の意見を述べる。

当委員会はこれまで、NHK のインターネット活用業務が放送法の定める任意業務である以上、受信料制度と整合性を取り、市場での公正競争を保持しつつ、あくまでも「放送の補完」であるという位置付けのもと、抑制的に運用されなければならないと指摘してきた。インターネット活用業務の前提は、当委員会が繰り返し指摘し、歴代の総務大臣が要請してきた、NHK の「業務・受信料・ガバナンス」の三位一体改革である。

素案は、NHK が三位一体改革の要請に具体的な答えを示さないまま、インターネット活用業務の拡大につながる方針を切り離して提案してきたものであり、その姿勢は到底理解できない。同業務を放送の補完と位置付ける法の趣旨を逸脱し、なし崩し的に拡大しようとしているとの懸念を抱く。

素案に盛り込まれた内容のうち、特に問題なのは、インターネット活用業務についての社会実証の検討である。社会実証の目的は抽象的で、方法や対象、期間など具体的な実施内容等の詳細も明らかでない。社会実証の先に NHK が何を企図しているのかも不明確で、社会実証の名の下に際限のない業務拡大に至る恐れがある。

さらに、素案の内容だけでは、NHK は将来の「ネット受信料」導入まで視野に入れて社会実証を行うと企図していると指摘せざるを得ない。

NHK は、「放送を支える特殊な負担金」という受信料の性格をどう見直すのか。経営計画に定める「公共メディア」の実現にインターネット活用業務が不可欠なのであれば、国民、視聴者が望む NHK の業務範囲と受信料水準はどの程度であるべきだと考えるのか。立法府、行政府を含む国民的議論を経て、導き出された受信料収入に基づいて業務範囲を決めるという三位一体改革の視点に立った、トータルパッケージの改革案を NHK が示す。それが、社会実証の前に行うべきことである。

放送法が求める言論の多元性・多様性・地域性の確保は、NHK のみで達成できるものではなく、多くの地域情報の担い手との共存の上に成り立つ。豊富なコンテンツと、受信料に支えられた安定した経営基盤を持つ NHK がネット業務を肥大化させれば、自らの力でデジタル展開を模索する民間事業者に大きな影響を及ぼすことは避けられない。当委員会のみならず、民間事業者からこれまで繰り返し寄せられた意見、今回の意見を真摯に検討し、

NHK が三位一体改革の全体像を早急に示すことを、まず、強く求める。

以下、個別項目について指摘する。

**【インターネット活用業務の社会実証の検討（素案第 20 条の 2）】**

素案は社会実証の目的について、NHK の「インターネット活用業務が果たしうる社会的役割を検証するため」と極めてあいまいに定めている。「社会的役割」を拡大解釈し、社会実証に名を借りたインターネット活用業務が際限なく可能になってしまうことを危惧する。目的は、公正競争確保の観点を踏まえ、限定的に規定すべきである。

社会実証の内容や実施方法、提供条件について、当該年度の実施計画で明らかにするとした点も不適切である。実施基準の変更には NHK 経営委員会が意見募集を行うことが義務付けられているが、実施計画は意見募集が必要とされていない。素案は、ネット業務や受信料制度の根幹にかかわる制度変更につながる可能性があるにもかかわらず、事前に公表されない実施計画に詳細を委ねており、受信料を負担する国民、視聴者の理解を得ようという姿勢が見られない。社会実証の具体案を早期に示すとともに、広く意見を募るべきである。

意見募集は形式的なものであってはならず、意見に真摯に対応する必要がある。これまで NHK が実施してきた意見募集などに対して、当委員会、多くの民間事業者等が三位一体改革の推進やネット業務の抑制的な運用を求めてきた。しかし、素案の内容は、これらの意見を踏まえた十分な検討が行われているとは言い難い。

NHK は、今回の素案に限らず、寄せられた意見にどのように応え、意思決定に反映させたのかを分かりやすく積極的に公表する姿勢が欠かせない。

もちろん、社会実証を行った場合には、詳細な結果をわかりやすく公表し、得られた知見を広く開示すべきである。

**【「はじめての方に使ってもらいやすいサービスに」（素案第 15 条）】**

NHK プラスは受信料を負担している受信契約者向けのサービスであることから言えば、十分な本人確認を行うことが前提となる。

しかし、素案による「仮登録」は、未契約者に、正式登録した契約者と同様のサービスを提供することになり、不公平感を増幅することにつながる。NHK プラスの ID 登録案内ページの改善を優先すべきであり、未契約者が使える「フリーライド」を許容する実施基準の変更は本末転倒で、不適切である。

そもそも、NHK は ID 登録案内ページ訪問者のおよそ 7 割が、登録する前に手続きをやめてしまう実態があるため、仮登録が必要だとしている。しかし、この 7 割の訪問者のどの程度が契約意思を持っていたのかを把握したうえで判断したのか分からない。仮登録制度の実施にかかる費用や、どの程度の契約増加効果があるのかを試算し、示すべきだ。仮に契約する意思のない訪問者が多数だったとすれば、仮登録に必要なシステム改修費用がかさむ上、フリーライドは増えるのに契約は増えない、という懸念もぬぐえない。

ネット同時配信にあたっては、すでに民間事業者が手掛けているサービスなど事業の圧迫にならないよう、抑制的に進めるべきことは言うまでもない。

**【地方向け放送番組の配信の拡充】**

地方向け放送番組の配信の拡充については、競合する民間事業者への影響が懸念される。年度単位の計画を公開するだけでなく、中長期的な拡充の方針やスケジュールを明示すべきである。

**【その他：実施基準第5条（理解増進情報の提供に係る基本原則）】**

素案には盛り込まれていないものの、インターネット活用業務を抑制的かつ受信料制度の趣旨に沿って運用する観点から、「理解増進情報」の在り方も再定義すべきである。

当委員会はこれまでも再三、「ネット専用コンテンツを作ることや、それらを使って放送番組の宣伝を配信することは『理解増進』とは言えず、受信料の使途として不適切である」と指摘してきた。2020年4月にNHKプラスが始まり、放送番組をそのまま配信することが可能になった以上、これを補足する情報は基本的に必要ないと考えることが妥当であり、関連する実施基準も見直すべきである。

以 上